

講義を通信の方法により実施する場合について

「京都府居宅介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、講義を通信の方法により実施する場合は、次に定める内容を満たすものとする。

1 研修の実施方法

- (1) 研修カリキュラム及び内容が、対面（集合研修）によるものと同等であること。
- (2) 原則オンラインの双方向型¹で実施するものとし、やむを得ない理由があると認められる場合は、オンデマンド型²により実施することができる。ただし、オンデマンド型により実施する場合は、事前に京都府と協議すること。

2 受講及び受講効果の確認等

(1) 双方向型で実施する場合

研修事業者において、事前に研修の出席条件等を定め、参加状況を常時確認し、接続されていることのみをもって出席としないこと。

(2) オンデマンド型で実施する場合

ア 講義動画に複数のキーワードを設定する等により、研修事業者において受講確認を行うこと。

イ 添削指導・面接指導により適切な指導を行うこと。

ウ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに必要な講師を有すること。

エ 受講効果を確認するため、添削課題は、科目ごとに課題を提出させ、設問に当たっては、選択式や穴埋め式だけでなく、記述式課題も設けること。なお、講師による添削指導については、添削済答案を受講者に返送するとともに、あらかじめ設定した合格点に満たない場合は、再度課題を課して合格するまで指導を行うなど適切な方法により実施すること。

オ 面接指導における必要時間数については、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、同行援護従業者養成研修応用課程にあっては、1時間以上であること。

カ 面接指導は、原則講師が対面で指導を行うこととするが、面接指導と同等の質が確保できる場合に限り、代替措置（講義動画の内容を踏まえた追加課題等）により行うことができるものとする。

3 指定申請における関係書類の提出

要綱第3条に基づく指定の申請において、以下の関係書類も提出することとする。

(1) 双方向型で実施する場合

双方向型での実施方法（受講者の受講環境や出席確認の方法、講義の質を確保するための具体的方法等）を記載した書類

(2) オンデマンド型で実施する場合

- ア 通信添削課題及び模範解答
- イ 通信学習実施計画書
- ウ 添削指導及び面接指導の方法を記載した書類

4 その他

ここに定める取扱いに疑義がある場合等は、京都府と研修事業者で協議するものとする。

1 双方向型

Web 会議システム等を活用し、あらかじめ定められた時間帯に受講者が講義をリアルタイムで受講し、講師及び受講生が同時双方向でコミュニケーションが行える研修の方法

2 オンデマンド型

講師があらかじめ録取した授業の映像を、期間を設けて受講生に視聴させ、レポート等を提出させることにより実施する研修の方法